

# 生徒心得

本校は、「基礎学力の充実」「進路希望の実現」「生活指導の凡事徹底」「部活動の振興」の四つを重点目標に定め、生徒の育成に努めています。高校の三年間は、基本的な生活習慣と心構えを身につけ、人間として自立するための準備期間です。学校の規則は社会生活への自覚を高めるための最小限のルールですから、保護者等と本人でしっかり確認し必ず守りましょう。

## (1) 服装

※自分にあったサイズの制服を着用し、進路実現のための身だしなみを目指しましょう。

- ① 服装は本校指定の制服を着用しましょう。(冬・夏)
- ② 靴 …………… 本校指定の通学靴(黒のローファー)かそれに類する物です。
- ③ 靴 下 ………… 男子は白、黒、紺、グレー、女子は黒色、紺色の無地でハイソックス、レギュラーソックスを履きましょう。
- ④ 化粧・マニキュア・ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品、カラーコンタクト等は厳禁です。
- ⑤ カバン ………… 本校指定の通学カバン・サブバッグ(体操服入れ)とします。  
※ 異装しなければならない場合は、届け出て許可を得ましょう。

## (2) 頭 髪

- ① 一切の加工(パーマ、染色、脱色等)はやめましょう。
- ② 長さについては次のとおりです。  
男子 ………… 前髪は、自然の状態で見にかからないようにしましょう。  
耳にかからないようにし、後髪は直立して襟にかからない程度とします。  
女子 ………… 前髪は、自然の状態で見にかからないようにしましょう。後髪は、制服の肩より長い髪は結びましょう。  
※ 男女とも、くせ毛・赤毛等は入学時に保護者等とともに生徒指導課に連絡して下さい。
- ③ 特定の部分のみを伸ばしたり、短くしたりする極端に長さの変わるような髪型、技巧的な髪型はやめましょう。

## (3) 登校・下校

- ① 登校時刻は、8時40分までとします。
- ② 下校時刻は、原則として午後5時(夏季 午後6時)とします。生徒会活動や部活動で遅くなる場合は生徒会担当教員、部活動顧問の指示に従って下さい。

#### (4) 学校交通安全規則

- ① 自転車通学は、2km以遠の者に許可します。また通学自転車に学校指定のステッカー・防犯登録及び反射テープを義務付けます。(自転車保険には必ず加入すること) また、自転車事故で大きな被害に遭わないために、自転車に乗車する時はヘルメットを着用するようにしましょう。
- ② 学校までの原付バイク通学(50cc以下)は、原則として5km以遠の交通不便な者に許可します。原付バイクの免許取得は、各休暇中に許可します。
- ③ 普通免許取得は、3年生のみで、12月以降の許可制とします。

#### (5) その他

- ① 飲酒・喫煙等の違法行為は厳禁とします。
- ② 携帯電話等の学校への持込みは原則禁止ですが、申請をすれば校内に持込みが出来ます。ただし、朝のHRで担任に預け、帰りのHRで返却します。
- ③ アルバイトは、許可制です。無断アルバイトは指導の対象になります。
- ④ 夜間の外出は、保護者等の許可を得ておこない、青少年健全育成条例により午後10時までとします。(保護者等同伴を除く)また、無断外泊はやめましょう。
- ⑤ 欠席・忌引・遅刻・早退等の場合は、保護者等が事前に直接組担任に連絡して下さい。その際は「〇年〇組〇番の〇〇〇〇(生徒名)です。」と必ず伝えて下さい。  
(電話 0930-56-0049・0365 へ午前8時30分までをお願いします)